

(保 67)

平成28年5月24日

都道府県医師会

社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

松本純一

支払基金による個人番号又は法人番号の収集について

時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

社会保障・税番号制度の実施に伴い、支払基金が税務署に提出する診療報酬等に係る支払調書に、経営主体が個人の医療機関の場合は「個人番号」を、経営主体が個人以外の医療機関の場合は「法人番号」を記載する必要があるということで、収集方について協力依頼があり、日本医師会として了承したところでございます。

各医療機関に対して、6月初旬に増減点連絡票とともに予告文書が発出されます。その後、都道府県によって異なりますが、7月初旬・8月初旬・9月初旬に第2回目の連絡文書が発送された後、委託業者（株式会社シーイーシー）から書類が届き、必要事項を記載の上、返信用レターパックでご返送いただく流れになっております。

〔一部地域では6月中旬に書類が届きますが、詳しくは別添資料の発送・周知スケジュールでご確認ください〕

支払基金に対しては、個人情報について厳重なる取扱いとするよう強く要請し、会員からの照会に対して丁寧に回答するよう指示いたしました。

まずは支払基金各支部が都道府県医師会にご説明に参りますので、ご対応方何卒よろしくお願いいたします。

(添付資料)

1. 診療報酬等に係る支払調書に記載する個人番号及び法人番号の収集等について (平成28年5月10日 社会保険診療報酬支払基金 事務連絡)

事 務 連 絡
平成 28 年 5 月 10 日

日本医師会 御中

社会保険診療報酬支払基金

診療報酬等に係る支払調書に記載する
個人番号及び法人番号の収集等について

平素は、支払基金の事業運営に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、社会保障・税番号制度の実施に伴い、税務署に提出する診療報酬等に係る支払調書に「個人番号（12桁）又は法人番号（13桁）」（以下「マイナンバー」という。）を記載し提出することとなりました。（所得税法第225条第1項第3号に定める財務省令（所得税法施行規則第84条第1項第1号））

このため、支払基金においては保険医療機関に係るマイナンバー等の収集が必要となります。

つきましては、本件の実施について、都道府県医師会並びに各保険医療機関あて別添の文書をもってお知らせすることといたしますので、特段のご配慮を賜りますとともに、ご理解ご協力のほどお願い申し上げます。

別添

事務連絡
平成28年〇月〇日

都道府県医師会 御中

社会保険診療報酬支払基金

診療報酬等に係る支払調書に記載する
個人番号及び法人番号の収集等について

平素は、支払基金の事業運営に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、社会保障・税番号制度の実施に伴い、税務署に提出する診療報酬等に係る支払調書に「個人番号（12桁）又は法人番号（13桁）」（以下「マイナンバー」という。）を記載し提出することとなりました。（所得税法第225条第1項第3号に定める財務省令（所得税法施行規則第84条第1項第1号））

このため、支払基金においては保険医療機関に係るマイナンバー等の収集が必要となります。

つきましては、本件の実施について、6月初旬にすべての保険医療機関あて別添1の文書をもってお知らせすることといたしますので、特段のご配慮を賜りますとともに、ご理解ご協力のほどお願い申し上げます。

なお、マイナンバー等の収集のご案内の送付は段階的に実施するため、都道府県ごとの発送時期のスケジュール（別紙参照）に合わせ、7月以降、各月初旬に別添2の文書をもって該当する都府県所在の保険医療機関あてお知らせすることといたします。

〔発送・周知スケジュール〕

| | 都道府県 | 収集キット | | 医療機関 への周知 |
|-------------|---|---------------------|--------|---------------------------------|
| | | 発送予定 | 提出期日 | |
| 第 1 回 | 北海道、青森県、岩手県、 宮城県、秋田県、山形県、 福島県、茨城県、栃木県、 群馬県、埼玉県 | 6月10日 ～ 6月15日 | 7月15日 | 6月初旬 (全都道府県対象) 別添1 |
| 第 2 回 | 千葉県、東京都、神奈川県、 新潟県、富山県、石川県、 福井県、山梨県 | 7月10日 ～ 7月15日 | 8月15日 | 7月初旬 (1都7県) 別添2 |
| 第 3 回 | 長野県、岐阜県、静岡県、 愛知県、三重県、滋賀県、 京都府、大阪府、兵庫県 | 8月10日 ～ 8月15日 | 9月15日 | 8月初旬 (2府7県) 別添2 |
| 第 4 回 | 奈良県、和歌山県、鳥取県、 島根県、岡山県、広島県、 山口県、徳島県、香川県、 愛媛県、高知県、福岡県、 佐賀県、長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、鹿児島県、 沖縄県 | 9月10日 ～ 9月15日 | 10月15日 | 9月初旬 (19県) 別添2 |

事 務 連 絡
平成 28 年 ○ 月 ○ 日

保険医療機関 御中

社会保険診療報酬支払基金

診療報酬等に係る支払調書に記載する
個人番号及び法人番号の収集等について

平素は、支払基金の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、社会保障・税番号制度の実施に伴い、税務署に提出する診療報酬等に係る支払調書に「個人番号（12桁）又は法人番号（13桁）」（以下「マイナンバー等」という。）を記載し提出することとなりました。（所得税法第225条第1項第3号に定める財務省令（所得税法施行規則第84条第1項第1号））

このため、支払基金においては保険医療機関に係るマイナンバー等の収集が必要となります。

つきましては、お忙しい中お手数をおかけいたしますが、保険医療機関に係るマイナンバー等の取扱いについて下記のとおりお知らせいたしますので、特段のご配意を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 マイナンバーの利用目的

マイナンバーの利用範囲は、法律において社会保障、税及び災害対策に関する事務に限定されており、利用目的を超えた範囲での利用を禁止するなどの保護措置が規定されています。

このことから、支払基金では、診療報酬等に係る支払調書に保険医療機関のマイナンバー等を記載して税務署に提出する事務に限定して、マイナンバー等を利用することとしています。

2 特定個人情報に対する安全管理

マイナンバーの適切な安全管理措置について、厳重なセキュリティの確保、委託業者の監督など支払基金として万全を期すこととしております。

また、新たに「特定個人情報取扱規程」を策定し、この規程に基づき適正に特定個人情報を利用・管理することとしています。

3 マイナンバー等の収集方法

マイナンバー等の収集については、支払基金が委託した業者（以下「委託業者」という。）から、本年6月中旬以降、順次、マイナンバー等収集の案内及び返送用封筒等（以下「収集キット」という。）が直接保険医療機関あてに送付されることとなります。

(1) 収集・管理等を行う委託業者名

株式会社シーイーシー（CEC）

(2) 委託業者から送付される収集キットの内容

ア 経営主体が「個人」の保険医療機関

(ア) 案内文書

(イ) 個人情報提供書

(ウ) 個人番号カード（写）又は通知カード（写）貼付用台紙

(エ) 本人確認書類（写）貼付用台紙

(オ) 返送用レターパック

イ 経営主体が「個人」以外の保険医療機関

(ア) 案内文書

(イ) 法人番号提供書

(ウ) 返送用レターパック

(3) 送付時期

平成28年6月中旬から9月下旬までの間で順次送付いたします。

(4) 返送方法

同封の返送用レターパックに必要な書類を入れ、案内文書に記載の提出期日までに返送してください。（郵便ポストへの投函が可能です。）

なお、この場合の返送費用はかかりません。

(5) マイナンバー等の提供に関する問合せ先

株式会社シーイーシーでは記載方法や送付方法などの照会等に対応するため、マイナンバーセンターを設置しておりますのでご利用ください。

問合せ先 株式会社シーイーシー マイナンバーセンター

フリーダイヤル 0120-478-123（平日9:00～17:00）

Eメール bpo-support@cec-ltd.co.jp（24時間）

本件に関する問合せ先

社会保険診療報酬支払基金〇〇〇支部

〇〇〇〇課（担当者名）

TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

FAX 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

事 務 連 絡
平成 28 年〇月〇日

保険医療機関 御中

社会保険診療報酬支払基金

診療報酬等に係る支払調書に記載する
個人番号及び法人番号の収集等について

平素は、支払基金の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、社会保障・税番号制度の実施に伴い、税務署に提出する診療報酬等に係る支払調書に記載する「個人番号又は法人番号」（以下「マイナンバー等」という。）の収集等につきましては、本年6月の事務連絡にてお知らせしたところです。

つきましては、〇〇〇県（都府）所在の保険医療機関に係るマイナンバー等の収集のご案内を今月より以下のとおり開始いたしますので、お忙しい中お手数をおかけいたしますが、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

- 1 マイナンバー等の収集・管理等を行う委託業者名
株式会社シーイーシー（CEC）
- 2 送付時期
今月の中旬から下旬までの間に送付いたします。
- 3 返送方法
同封の返送用レターパックに必要書類を入れ、案内文書に記載の提出期日までに返送してください。（郵便ポストへの投函が可能です。）
なお、この場合の返送費用はかかりません。
- 4 マイナンバー等の提供に関する問合せ先
株式会社シーイーシーでは記載方法や送付方法などの照会等に対応するため、マイナンバーセンターを設置しておりますのでご利用ください。
問合せ先 株式会社シーイーシー マイナンバーセンター
フリーダイヤル 0120-478-123（平日9：00～17：00）
Eメール bpo-support@cec-ltd.co.jp（24時間）

| |
|--|
| 本件に関する問合せ先 社会保険診療報酬支払基金〇〇〇支部 〇〇〇〇課（担当者名） TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 FAX 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 |
|--|